

■anyCarry 出店規約

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社エニキャリ（以下「anyCarry」）と、anyCarry が運営するインターネットモール（以下「モール」）への出店を認められた出店者との間の契約関係につき定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

（1）モール

anyCarry が本規約に基づいてインターネット上で運営する、「商品またはサービスの提供に係る情報の掲載」「商品またはサービスの購入希望者のオーダーを受け、当該店舗へ伝達する」「モール利用者への商品またはサービスの配達」「モール利用者との anyCarry を媒体としたコミュニケーション」等の機能を持ったシステム。

（2）出店

anyCarry より出店申込みが承認された後、モールの店舗紹介ページで紹介するとともに、各店舗ページにリンクされること。

（3）出店者

anyCarry がモールへの参加を承認した個人事業主または法人。

（4）参加店舗

anyCarry のサーバ上にある、出店者の販売ページのこと。

（5）店舗紹介ページ

anyCarry のサーバ上にある、参加店舗の紹介ページ。

（6）モール利用者

インターネットを介してモールにアクセスした者。

（7）お客様

本モールで商品を購入した利用者

第3条（規約の承認）

anyCarry が運営するモールへの出店にあたっては、本規約を承認し、別紙「エニキャリ出店に係る確認書」（以下「出店確認書」）を提出していただきます。その際、本規約と出店確認書の内容に相違がある場合、出店確認書の内容を優先するものとします。

第4条（規約の変更）

1. anyCarry は、必要に応じ、出店者の承諾を得ることなく本規約の変更を行うことがあります。変更を行った場合、諸条件は変更後の規約によることとなります。
2. 本規約の変更内容は出店者宛に電子メール等で通知します。
3. 出店者は、規約の変更、もしくは本サービスの内容の変更に異議がある場合、anyCarry に対して解約の措置をとることができるものとします。

また、変更された規約の施行後も本サービスを利用した場合、変更事項に同意したとみなします。

第2章 モールが提供するサービスの内容

第5条（サービスの規定）

モールで提供するサービスは、本規約に基づいて提供されます。

第6条（モールの意義）

モールにおいて、anyCarry は参加店舗の広報支援、販売促進活動等を行います。

第7条（サービスの種類）

モールには次のサービスがあります。

- （1）参加店舗の店舗・商品情報紹介および販売
- （2）受注商品のモール利用者への配達
- （3）その他 anyCarry が定めたサービス

第8条（店舗紹介ページ）

モールにおける店舗紹介ページの規格及びその表示方法については、anyCarry が定めるものとします。

第9条（お客様への配達）

1. モールにおける販売商品およびサービスの anyCarry によるお客様への配達に関し、anyCarry は出店者のブランドを棄損させないよう、サービス品質の向上に努めるものとします。
2. 配達業務遂行中に発生した商品の滅失、毀損については、anyCarry の責任と負担において商品代金の賠償をすることとします。
3. 出店者による提供商品に不備がありお客様からのキャンセルが発生した場合については、該当するオーダー分全額出品者負担とします。

4. 出店者による提供商品に不備がありお客様からの再配達依頼があった場合、出品者は不備の無い商品が無償にて提供を行うこととします。またその際の anyCarry による配達に関しての再配達料は 450 円（税抜）として計算し出店者が負担するものとします。ただ、出店者自らがお客様への再配達を行った場合は再配達料は発生しません。

5. anyCarry による提供商品に不備がありお客様からの再配達依頼があった場合、再配達に際する商品代金は anyCarry が負担することとします。なお、出店者において再配達料は発生しません。

第 10 条（著作権等）

1. anyCarry と出店者は、参加店舗内に含まれる著作物の著作権は、出店者に帰属することを確認するものとします。

2. anyCarry と出店者は、出店者の著作物をのぞく本サービス内の著作物の権利は、anyCarry に帰属することを確認するものとします。

3 出店者は、anyCarry が、参加店舗に含まれる情報を店舗紹介ページで情報発信の目的で公開、表示、使用することを承諾するものとします。

第 11 条（営業時間）

モールは 24 時間利用することができます。ただし、anyCarry による出店者およびモール利用者へのサービスは、原則として anyCarry の業務時間に準じるものとします。

第 12 条（出店者の個人情報の取り扱いについて）

anyCarry は、出店者に個人情報の提供をお願いしております。その場合は個人情報の保護に関する法律、その他法令等を遵守し、当機構の定める個人情報保護方針に基づいて適切に取り扱うこととします。

第 3 章 出店者の責務

第 13 条（負担金等）

1. モール出店者は、モール出店初期費用 30,000 円及び売上手数料を anyCarry に納付します。

2. 電子決済（クレジットカード等）の場合については、決済会社所定の利用手数料を納付することとします。その他決済方法に関しても、出店確認書に定める所定の手数料を納付することとします。

第 14 条（資料提供等）

1. 出店者は、出店者情報などモール運営に必要な情報を提供すること。
2. 出店者は、以下の資料を提供すること。
 - (1) 販売許可証
 - (2) 酒類販売許可証（お酒の取り扱いがある場合）
 - (3) その他、出店に際して必要な情報
3. 出店者は、モール運営に関し、情報提供のほか、必要に応じた会議に参加すること。

第15条（禁止事項）

出店者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者に出店者の名義を利用させること。
- (2) anyCarry が提供するロゴデータ等を他人に譲渡又はそれと同等な行為を行なうこと。
- (3) anyCarry もしくは参加店舗の営業秘密を第三者へ開示または漏洩すること。
- (4) 意図的な変更を加えた販売データ、架空の販売データ、その他事実を反する販売データを表示する等、正常ではない取引行為を行うこと。
- (5) anyCarry に重大な損失を与える行為もしくはそのおそれがある行為をすること。
- (6) その他、本規約もしくは諸法令、公序良俗に違反する行為をすること。

なお、出店者は、本条に基づく取扱いに関して anyCarry に対して異議の申し立て、損害賠償の請求、その他をすることができないものとします。

第16条（商品等の販売）

出店者による販売商品やサービス自体に起因する瑕疵については、anyCarry は一切の責任を負わないものとします。

第17条（瑕疵担保責任等）

1. 出店者は、全責任をもって参加店舗で販売する商品およびサービスの品質を保証するものとします。
2. 出店者は、販売した商品およびサービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等に関して、anyCarry にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせないとします。
3. 商品もしくはサービスの販売に関し、出店者と利用者間で紛争の発生した場合は、anyCarry が一次対応を行い、商品およびサービスに係る内容に関しては出店者の責任により解決を図り、配達およびその他モールシステムに関わる内容に関しては anyCarry の責任により解決を図るものとする。

第18条（出店者からの通知等）

1. 出店者は、本規約に基づき anyCarry へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、もしくは

その他の重要な事項について変更する場合は、事前に anyCarry に対して通知するものとします。

2. 出店者は、URL もしくは電子メールアドレスを変更する場合、事前に anyCarry に通知しなければならないものとします。これらの通知および承諾は、電子メールもしくは書面によるものとします。

3. 出店者が承諾取得を怠ったことにより生じた参加店舗の損失その他の負担について、anyCarry はその責めを負わないものとします。

第4章 サービスの中止・停止・変更

第19条（本サービス提供の中止・停止）

anyCarry は、次のいずれかに該当する場合は、出店者に告知することなく、モールを中止・停止させることができます。

- (1) 保守点検を定期的に、または緊急に行う場合。
- (2) 火災・停電・通信回線の事故・天災地変などによって運営ができなくなった場合。
- (3) その他、anyCarry が必要と判断した場合。

なお、出店者は、上記の中止・停止より生じた損害について anyCarry が一切の責めを負わないことについて承認したものとします。

第20条（サービスの変更）

anyCarry は出店者に告知することなく、必要と判断した場合に、モールのサービス内容を変更することができます。

第5章 権利

第21条（代理権等の否定）

本規約は、anyCarry を代理する権限を参加店舗に付与するものではなく、anyCarry の名称もしくはその他 anyCarry を示す名称を使用して営業をなすことを出店者に許諾するものではありません。

第9章 解約

第22条（任意解約）

anyCarry および出店者は、解約日の1カ月前までに相手方に対し書面で通知することにより、両者間に成立した契約を解約することができます。

第23条（即時解約）

anyCarry は、出店者が次のいずれかに該当する場合には、通知することにより、成立したanyCarry と出店者との間の契約を、直ちに解約することができます。

- （1）出店者の信用状態に重大な不安が発生したと anyCarry が判断したとき。
- （2）出店者が anyCarry とのインターネット上の通信手段を失ったとき。
- （3）出店者が本規約に違反したとき。
- （4）その他、虚偽や不正があるなど出店者として不適格であると anyCarry が判断したとき。

付 則

1. 本規約は、令和元年10月1日から実施します。
2. 本規約により定められた事項は、特別な定めがある場合をのぞいては、その施行前に生じた事項にも適用するものとします。ただし、施行前の規定により生じた効果を妨げないものとします。

追記

2020.4.25

第2条に「(7) お客様」定義を追記

第13条3項（キャンセル発生時の出店者負担）4項（再配達時の出店者負担）を追記

2020.5.4

第9条2項（店舗受注管理アプリケーション未アクセスにおける販売停止措置）を追記

2020.7.7

第3条追記（出店確認書の優先）

第9条修正⇒「モール利用者」を「お客様」に（誤記のため）

第9条2項（配達業務遂行中における商品の滅失）3項（商品の不備によるキャンセル）4項（再配達時の出店者負担）を追記

第13条2項（決済手数料）を追記、3項4項を削除⇒第9条2項3項4項へ内容転記

2020.7.29

第9条4項修正および5項追記（再配達時の商品負担と配達料負担）

